

令和4年もとす広域連合議会

第3回定例会 会議録

令和4年10月19日（水） 開会

令和4年10月28日（金） 閉会

もとす広域連合

令和4年第3回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（10月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○承認第2号より議案第9号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第10号より議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託	5
○散会の宣告	16

第 2 号（10月28日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者	17
○職務のため出席した職員	18
○開議の宣告	19
○議事日程の報告	19
○会議録署名議員の指名	19
○一般質問	19
鏝本規之議員	19
飯尾龍也議員	28
○議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31
○議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	35
○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	37

○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	38
○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	39
○閉会の宣告	40
○署名議員	41

令和4年第3回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和4年10月19日（水曜日）午後1時53分開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正することについて） |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて） |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | もとす広域連合公平委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 令和3年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	棚 橋 敏 明	4番	庄 田 昭 人
5番	若 井 千 尋	6番	若 園 五 朗
7番	松 野 藤 四 郎	8番	瀬 川 照 司
9番	飯 尾 龍 也	10番	今 枝 和 子

1 1 番 鏝 本 規 之
1 3 番 石 井 伸 弘
1 5 番 村 木 俊 文

1 2 番 道 下 和 茂
1 4 番 神 谷 巧

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	代 表 監 査 委 員	折 戸 俊 行
事 務 局 長	山 田 潤	総 務 課 長	青 木 崇 泰
介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏	会 計 管 理 者	有 里 弘 幸
老 人 福 祉 施 設 長	坪 内 重 正	療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光
大 和 園 長			
衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美		

職務のため出席した職員

書 記 長	高 山 浩 之	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開会 午後 1時53分

◎開会の宣告

○議長（若井千尋君） 皆さん、こんにちは。

議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第3回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若井千尋君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

4番 庄田 昭人 君

9番 飯尾 龍也 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月11日の議会運営委員会において、本日から10月28日までの10日間にしてはどうかと決められました。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から10月28日までの10日間とすることに決定しました。



◎諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1件報告します。

閉会中の常任委員会委員の所属変更について報告します。

北方町選出の議員3名から、閉会中の常任委員会委員の所属変更の申出がありましたので、委員会条例第7条第6項ただし書の規定により、総務介護常任委員会の神谷 巧君を老人福祉常任委員会に、老人福祉常任委員会の石井伸弘君を療育医療衛生常任委員会へ、療育医療衛生常任委員会の村木俊文君を総務介護常任委員会へそれぞれ変更したことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

これより総務介護常任委員会を開催し、副委員長をお決めいただきたいと存じます。

場所につきましては、第3会議室をお使ください。

それでは、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（若井千尋君） 休憩前に続き、会議を再開します。

総務介護常任委員会の副委員長はお手元に配付した名簿のとおり決定しましたので、発表いたします。総務介護常任委員会副委員長、村木俊文君。以上のとおりでございます。



◎行政報告

○議長（若井千尋君） 日程第4、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

報告第1号 令和3年度もとす広域連合一般会計継続費繰越計算書の報告についてをご説明させていただきます。

衛生施設基幹的設備改良工事につきまして、令和2年度から3年度にかけて2年間の継続事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145

条第2項の規定により、令和3年度もとす広域連合一般会計継続費精算報告書を調製し、報告するものでございます。令和3年度もとす広域連合一般会計継続費精算報告書に記載しておりますとおり、全体計画が8億355万円、実績は支出済額8億355万円となっております。財源などの内訳につきましては、後ほどご確認していただけますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（若井千尋君） これで行政報告は終わります。



◎承認第2号より議案第9号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第10号より議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（若井千尋君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正することについて）より、日程第13、議案第15号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和4年第3回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

感染拡大が繰り返して続いております新型コロナウイルス感染症につきましては、岐阜県によるBA5対策強化宣言も9月30日をもって解除され、国主導による新型コロナウイルスワクチン接種についても、オミクロン株対応ワクチン接種が始まっているところでございます。

これからは、人と人との交流が再び盛んになることが見込まれ、経済活動についても活性化が期待されているところではありますが、これから冬に向けて季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているところでもあり、感染防止対策は引き続き徹底して行っていくことが求められております。

当広域連合には多くの高齢者や幼児と関わりがある老人福祉施設大和園や幼児療育センター等の施設があり、今後も職員の衛生管理、健康管理を行うとともに、感染者を出さないよう徹底した対策を講じていかなければならないと強く思うところでございます。

さて、当広域連合が運営をいたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましても、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関として、その役割を果たすため、引き続き誠心誠意努めてまいります。議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、承認案

件が2件、委員の選任に関する案件が1件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計9件であります。

ただいまより、本定例会への提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に関する規定を定めるため、専決により、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、広域連合職員の育児休業等に係る条例の一部を改正したものでございます。

次に、議案第9号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

現在、委員であります新田年一氏の任期が本年10月29日に満了となります。新たに、児玉 等氏を委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定及びもとす広域連合規約第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第10号 令和3年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較2.3%増の9億2,066万5,347円、歳出が前年度比較5.6%増の8億9,002万5,182円、令和2年度からの継続費逡次繰越額1,422万3,000円を加えた実質収支は、3,064万165円の黒字でございます。

一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成されております。

歳出では、議会費、総務費において1,926万236円の減額及び民生費、衛生費、公債費において6,641万3,643円の増額などにより、4,715万3,407円の増額となりました。

引き続き、経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫を行いながら、堅実な運営に鋭意努力をいたしてまいります。

次に、議案第11号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において、予算上最大のウエイトを占める介護保険事業の令和3年度の決算額は、歳入が前年度比較2.7%増の81億4,903万6,395円、歳出が前年度比較1.8%増の76億7,023万8,833円、実質収支は4億7,879万7,562円の黒字でございます。

歳出の保険給付費においては68億1,820万5,024円となり、前年度に比べて0.8%の増で、金額にして5,743万3,379円の増加となりました。

次に、地域支援事業費においては3億6,018万8,424円となり、前年度に比べて4.5%の増で、金額にして1,534万8,347円の増額となりました。

今後とも、介護保険計画の基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を念頭に、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様にご理解や啓発により一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取組の改善を図り、収納率の向上を目指してまいります。

次に、議案第12号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度の決算額は、歳入が前年度比較3.4%減の9億1,027万2,365円、歳出が前年度比較4.0%減の8億3,158万9,604円、実質収支は7,868万2,761円の黒字でございます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で通所介護事業等の利用者が減少しましたが、短期入所生活介護事業等の利用者が増加したことから、サービス事業収入は全体として増加して、前年度比で1.3%の増となり、金額にして826万3,991円の増額となりました。

歳出では、老人福祉財政調整基金積立金が4,000万6,429円の減額となっております。

当老人福祉施設大和園は開園以来66年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ公設・公営ということからも地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。

今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。

次に、議案第13号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出決算の総額に、歳入歳出それぞれ2,751万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,651万7,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は財政調整基金繰入金1,940万8,000円、令和3年度決算額が確定したことに伴い、繰越金810万9,000円を計上いたします。

歳出は、総務費で新規職員採用に伴う人件費の所要額と財政調整基金への積立てとして1,599万6,000円を計上いたします。

民生費では、幼児療育センターにおいて、人事異動や退職等に伴う人件費などで916万1,000円を減額をいたします。

衛生費では、診療費50万円及び電気料の価格上昇に伴い、清掃費にて2,214万3,000円を計上いたします。

公債費では、償還利子が確定したため196万1,000円を減額いたします。

次に、議案第14号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,414万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億5,414万円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、令和3年度決算額が確定したことに伴い、繰越金3億8,879万7,000円を増額し、市町負担金1,522万2,000円を減額いたします。

歳出の主なものは、保険給付費では各種サービス給付費全体の見込みにより、全体で7,000万円の減額を行っております。

基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として7,926万1,000円を計上いたします。

諸支出金では、令和3年度の精算によって生じる償還金として2億6,471万円を計上いたします。

次に、議案第15号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ268万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,848万2,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は令和3年度決算額の確定に伴い、繰越金268万2,000円を計上いたします。

歳出は、総務費で電気料金の価格上昇に伴い971万8,000円の増額、財政調整基金への積立てとして2,269万1,000円を減額いたします。民生費で電気料金の価格上昇に伴い162万2,000円の増額、人事異動等に伴う人件費86万5,000円を計上いたします。サービス事業費で人事異動等に伴う人件費などで1,230万2,000円計上いたします。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 次に、令和3年度決算審査意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、折戸俊行君。

○代表監査委員（折戸俊行君） 監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は令和3年度もとす広域連合一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、合計3つの会計です。

審査は、もとす広域連合監査基準に基づき令和4年8月26日及び9月26日に実施し、決算書に基づき担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月の出納検査の結果と併せ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は審査した限りにおいて、関係法令に適合しており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であるものと認めました。

また、予算の執行及び財務事務は、おおむね適正に行われているものと

認めました。

それでは、ご報告申し上げます。

一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書5ページの3、実質収支をご覧ください。

令和3年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額99億7,997万4,107円、歳出総額93億9,185万3,619円、翌年へ繰り越すべき財源ゼロ円、実質収支額5億8,812万488円の黒字となりました。

6ページへお進みください。

もとす広域連合規約に基づく市町負担金として、令和3年度は、瑞穂市より6億4,821万8,000円、本巢市より6億1,417万9,000円、北方町より2億5,878万8,000円で、合計15億2,118万5,000円です。

7ページへお進みください。

公債の償還状況について、令和3年度は新たに衛生施設の基幹的設備改良事業債2億7,060万円を借り入れ、1,494万8,768円を元金償還して、年度末現在高は5億3,906万6,059円となりました。

8ページ、9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は9億2,066万5,347円、歳出総額は8億9,002万5,182円、翌年度繰越額ゼロ円であり、差引き3,064万165円の剰余金が生じました。

一般会計については、総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けて説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は9,467万793円、歳出総額は8,998万4,521円であり、差引き468万6,272円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員等の報酬、職員人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

12ページ、13ページへお進みください。

療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億5,611万8,494円、歳出総額は1億4,093万9,186円であり、差引き1,517万9,308円の剰余金が生じました。

幼児療育センターにつきましては、発達支援が必要な就学前の子供に対して相談・療育指導が実施されておりますが、コロナ禍においても子供一人一人に対して真に必要な支援が行き渡るよう、今後も適切に予算が執行されることを望みます。審査の結果、休日急患診療所を含め、適正に処理されていると認めました。

14ページ、15ページへお進みください。

衛生施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は6億6,987万6,060円、歳出総額は6億5,910万1,475円、翌年度繰越額ゼロ円で、差引き1,077万4,585円の剰余金が生じました。

国の交付金制度を活用し、施設の長寿命化、二酸化炭素排出量の削減、

処理した汚泥の再資源化等を目的とした継続事業、基幹的設備改良事業が最終年度を迎え、令和2年度から繰り越された1,422万3,000円を含む4億3,478万6,000円が執行されました。総額8億355万円で整備した衛生施設が今後さらに循環型社会の形成に一層寄与することを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

次に、特別会計について説明します。

16ページ、17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は81億4,903万6,395円、歳出総額は76億7,023万8,833円であり、差引き4億7,879万7,562円の剰余金が生じました。

令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度であり、歳入は第7期最終年度に比べ2億1,219万9,351円の増額となりました。

内訳としまして、介護保険料については第1号被保険者数が2万6,728人から2万7,006人へと増加しましたが、低所得者への介護保険料軽減強化などにより1,697万2,100円、市町負担金が798万4,000円、支払基金交付金が540万6,011円、県支出金が3,545万9,019円の増額となりました。一方、国庫支出金が765万2,610円の減額となりました。

歳出は前年度に比べ1億3,840万3,581円の増額となりました。主な歳出では保険給付費のうち、地域密着型介護サービス給付費が3,490万7,800円、施設介護サービス給付費が2,233万7,004円、また、地域支援事業費が1,534万8,347円、国・県への償還金等が9,157万1,768円の増額となりました。

なお、保険料の収納状況としましては、全体の収納率は97.07%から97.31%に上昇しており、滞納繰越分普通徴収保険料についても、収入済額626万2,400円、不納欠損額は1,303万600円となり、収納率は13.17%から14.83%へと上昇しました。滞納繰越分の収入未済額も2,292万7,000円と減少に転じ、一定の徴収努力が見られました。

今後も、滞納者の動向を調査するとともに、保険料納付の公平性を保つための滞納処分など、構成市町と協力して徴収体制を一層整備し、不納欠損額及び収入未済額の減少に努力していただくことを強く望むものであります。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

18ページ、19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は9億1,027万2,365円、歳出総額は8億3,158万9,604円であり、差引き7,868万2,761円の剰余金が生じました。

歳入は、前年度に比べ3,199万2,533円の減額となりました。主な要因は、ユニット施設介護事業収入のサービス事業収入が826万3,991円の増加となったものの、組織市町からの老人保護措置費負担金が1,363万6,040円、前年度繰越金が1,915万4,445円の減額となったことによりま

す。

歳出は、前年度に比べ3,464万832円の減額となりました。主な要因は、ユニット施設介護事業費等のサービス事業費が2,059万986円の増額となったものの、財政調整基金への積み戻しを半額とした総務費が5,466万5,756円減額となったことによるものです。

審査の結果、適正に処理されていると認めましたが、サービス事業収入の個人利用料の一部について、滞納が見受けられました。滞納については、断固たる態度を持って徴収するとともに、新たな滞納が発生しないための対策が講じられることを強く望みます。

また、老人福祉施設特別会計は、平成28年度から経営改善に取り組んでおり、歳入歳出差引額に財政調整基金積立金を加え、財政調整基金繰入金を差し引いた実質単年度収支の黒字化を維持してきましたが、令和3年度は、前年度に引き続きマイナス3,733万3,958円と、2年連続して赤字に転じたことから、今後、さらなる経営改善の取組を望みます。

最後に、大和園につきましては、徹底した新型コロナウイルス感染症対策が取られてきたにもかかわらず、施設内クラスターが発生する残念な事態が生じました。

また、審査で説明のあった送迎時の事故報告や他の介護施設での事件等を鑑みると、今後も引き続き利用者が安心して介護サービスを受けられるには、より一層万全な安全対策を講じていただくことを強く望みます。

以上、決算審査に係る意見について報告させていただきましたが、この意見は村木委員と合議であることを申し添え、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 以上で提案理由の説明及び決算審査意見の報告を終わります。

ここで議事の都合により暫時休憩いたします。

全員協議会を再開いたしますので、第1委員会室にご移動ください。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 3時29分

○議長（若井千尋君） 休憩前に続き会議を再開します。

日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正することについて）を議題とします。

これより質疑を行います。

承認第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正することについて）は承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて）を議題とします。

これより質疑を行います。

承認第3号に対する質疑はありませんか。

7番、松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 承認第3号について対象となる、職員としては何名ぐらいの方がいるかちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（若井千尋君） 青木総務課長。

○総務課長（青木崇泰君） ご質問についてでございますが、今回の主な改正につきましては、非常勤職員が対象となりますので、会計年度任用職員がおおよそ全体で90名ほどございます。

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） たくさんの方が該当するんですけども、実際として、休暇を取っている方というのはみえるのですか。

○議長（若井千尋君） 青木総務課長。

○総務課長（青木崇泰君） 今、会計年度任用職員さんで育児休業を取ってみえる方は1名ございます。

○議長（若井千尋君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて）は承認することに決定しました。

日程第7、議案第9号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号 もとす広域連合公平委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第10号 令和3年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第10号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会付託を省略し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行うことに決定しました。

日程第9、議案第11号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

日程第10、議案第12号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

日程第11、議案第13号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会への協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会付託を省略し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第12、議案第14号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

日程第13、議案第15号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



◎散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

付託案件等につきましては、各常任委員会での審査、協議をお願いいたします。

次回、本会議は10月28日午後1時30分より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時40分

令和4年第3回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和4年10月28日（金曜日）午後1時30分開議

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 一般質問 | |
| 日程第 3 | 議案第10号 | 令和3年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第11号 | 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	馬 渕 ひろし	3 番	棚 橋 敏 明
6 番	若 園 五 朗	7 番	松 野 藤 四 郎
8 番	瀬 川 照 司	9 番	飯 尾 龍 也
10 番	今 枝 和 子	11 番	鏝 本 規 之
12 番	道 下 和 茂	13 番	石 井 伸 弘
14 番	神 谷 巧	15 番	村 木 俊 文

欠席議員（3名）

2 番	松 野 貴 志	4 番	庄 田 昭 人
5 番	若 井 千 尋		

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤

総務課長	青木崇泰	介護保険課長	井尾昌宏
会計管理者	有里弘幸	老人福祉施設 大和園長	坪内重正
療育医療施設長	國井弘光	衛生施設長	伊藤弘美

職務のため出席した職員

書記長	高山浩之	書記	高坂健司
書記	坂上翔		

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○副議長（今枝和子君） 副議長の今枝でございます。

本日、議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を務めます。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（今枝和子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（今枝和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

6番 若園五朗君

を追加指名いたします。



◎一般質問

◇鏝本規之君

○副議長（今枝和子君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順に発言を許します。

最初に、11番、鏝本規之君の発言を許します。

鏝本君。

○11番（鏝本規之君） それでは、通告に従って、3点について質問をしていきます。

私は、どういうわけか知りませんが、私がこの広域連合の委員となって初めてこの委員会に来たときも、大和園の経営が赤字であったということなんです。それで今回、また久しぶりに広域連合のメンバーとして来て報告をしていただいたところ、また大和園が赤字だということであり

ます。私が来ると、どうも大和園が赤字のときにだけ呼ばれるのか、赤字になったのか、よく分かりませんが、そういうことで大和園のことにつ

いて、3点、順番に聞いていくわけでありましてけれども、一般質問は議員の中では華と言われて、一般質問は非常に議員としては楽しみでもあり緊張するわけではありますけれども、私は議員になってもうこれで5期目になるわけですが、一般質問、一遍も休んだことがない、広域連合に来てやはりやらないといけないなという変な使命感があるわけでありまして。

七、八年前に初めてここに来て一般質問をしたわけでありましてけれども、その当時は、まだ大和園がどういう状況であったかと、また、広域連合はこういうことをやっているかということをよく知らないときに広域連合に来たわけでありまして。何をやっているのかなということがよく分からない。その中でいろんな報告等々で勉強させてもらって、そして一般質問をしたわけでありましてけれども、後ろのほうにおられる村木議員のほうから、いかにもお前の一般質問は長いと、私としては非常に短かったと思っておるんですが、非常に長かったというようなことをご指摘を受けた記憶を、今思い出しているところであります。

その当時、どのぐらい一般質問をしたかなという約1時間20分ぐらいでしたかね。それからルールが少し変わって、もう少し短くということでありましてけれども、ルールはルールであって、議員は議員の使命として、時間を延長するかもしれませんが、議員各位におかれましては、よろしくご配慮のほどお願いをいたしまして、一般質問をしたいと思っております。

大和園の今の経営状況ということで質問をするわけでありましてけれども、コロナが大分大和園の中にも発生をして、また、職員も感染をして、非常に辛い運営をなされているなという思いをしているわけでありまして。お年寄りの方たちの面倒という言い方は変かもしれませんが、面倒を見るという、見るほうも見られるほうも、非常にこの2年、3年という間はつらかったであろうと思っております。当然、一般企業においても利益が上がらないという中において、大和園と同じような施設のところも非常に辛い思いをしているということを知っております。そういう中で、今の経営状況と、また新型コロナウイルス感染症に対する状況等々、分かる範疇で結構ですので、質問をさせていただきます。

○副議長（今枝和子君） ただいまの質問の答弁を老人福祉施設大和園長、坪内重正君に求めます。

坪内君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、質問にお答えさせていただく前に、先ほど来、議員から新型コロナウイルス感染症発生の件で指摘をお受けしましたので、この機会をお借りしまして、一般質問の答弁に先立ち一言大和園で起きましたクラスターに係る関係についてご報告とおわびだけ申し上げたいと思っております。

特別養護老人ホーム職員が7月19日に新型コロナウイルス感染症の陽

性者となったことに端を発しまして、毎日、職員、あるいは入所者の方々に感染が広がってまいりました。8月29日に、ユニット型特養の職員が感染症の陽性者となったことを最後に感染が止まったものでございます。入所者の感染につきましては、8月19日をもって感染が止まりましたので、8月31日をもって、入所者の感染隔離療養を終了しまして、クラスターの収束とさせていただいたものでございます。

この間に感染症の陽性者となった内訳につきましては、入所者または利用者で61名、職員で32名、合計で93名の陽性者を数えることとなりました。皆様には、この間多くのご心配とご迷惑をおかけしましたこと、ここに改めておわび申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。

それでは、ただいま質問がございました大和園の経営状況についてお答えさせていただきます。

一昨年に新型コロナウイルス感染症が国内で問題となり、この議会開催までに2か年度の決算報告があったところでございます。議員のご指摘がありましたように、大和園の経営状況においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービス事業がありました。

大和園の経営については、改善計画を平成28年度に作成し、翌年度から令和3年度までの5か年計画で策定させていただいております。計画は順調に進んでおりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策等に伴い、特に令和2年度の決算から影響を受けているものと見られます。

具体的には、影響があったサービス事業につきましては、通所介護事業であります一般デイサービス及び認知症デイサービスにおいてあったものであります。その内容につきましては、一般デイサービスでは、令和2年度当初に見込んだ1日平均利用者数34.4人としておりましたが、結果的には28.7人となりました。これは5.7人の減ということで、これにより、当初予算に比べまして2,140万円ほどの減額となったものでございます。

また、令和3年度においては当初に見込んだ1日平均利用者数は32.2人としておりましたが、結果的には26人となり、6.2人の減ということになりました。これにより、当初予算に比べまして1,618万円程の減額となったものでございます。

その他にも、認知症デイサービス事業における令和3年度においては、当初に見込みました1日平均利用者数は14.5人としておりましたが、13.7人ということで、0.8人の減となりました。これにより、当初予算額に比べ504万円ほどの減額となったものでございます。

これらの利用者の減員が主な要因となって、両年度で2,000万円以上の減額となっているものでございます。

なお、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、先ほどおわび申し上げました7月下旬から8月末までの間に、大和園内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことに伴い、

通所介護事業を一時休止させていただいております。その関係で、1日平均利用者数が一般デイサービスで14.2人、認知症デイサービスで11.8人まで減少した月があることによりまして、昨年度同様、事業収入の減額が見込まれるものでございます。

以上、回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（今枝和子君） 11番、鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 再質問ということになるかもしれませんが、答えられる範疇で結構でございます。

確かに新型コロナウイルス感染症により赤字が続いているなど、これは最大の原因であろうと思っております。私が初めてこの広域連合の議員となったときも、大和園は相当の赤字であったと聞いております。その後、今日たまたま休んでおられる若井議長、また、本巢市の黒田議員たちが大和園の改革をとことんやるという形で、余分なところを削減し、足すところは足すという形で、議員たちが一生懸命になって、また、大和園の職員さんたちとも協力をしていただいて、そして、結果的には黒字となったわけでありまして。

黒字がずっと続いてきたけれども、残念ながら新型コロナウイルス感染症により、また赤字に転落ということでもありますけれども、この赤字部分をどうして補填をするかということも、これからの大事な議会として運営も考えていかなければいけないなというふうに思っているわけでありまして。

新型コロナウイルス感染症が収まれば、今まで努力して、職員とまた議員たちが一生懸命努力をして、一応黒字という形の大和園になったわけでもありますので、収まれば、また黒字になるだろうというふうに思うわけでもありますし、また、そうなることを願うわけでもあります。

新型コロナウイルス感染症で減額、要するに利益が上がりなくなったということも、これも一つの財産であります。新型コロナウイルス感染症はこれで収まったわけではないけれども、これからもまた、それによく似たことが出てくるかもしれない、そういうときに、クラスターにならないための努力はどうすればいいかと、経験に勝るものはないというふうに思っておるわけでありまして。

ですので、次の対策として何をすべきかということは、経験の中から生み出されたもので対応ができるというふうに信じております。経験に勝るものはない、本に書いてある、人から聞いたことよりも、己が経験したことに勝るものはないというふうに思っておりますので、これからの感染対策等々もより一層の注意を払いながら、今回のクラスターを一つの思いとして、次にどうするかをよく職員同士で考えていただいて、また、こういうことをしてほしいと、また、こういうことをすべきではないかということがあれば、議員各位にも相談をしてもらって、みんなで力を合わせて大和園の経営改善に努めていきたいと思っております。質問というよりもお願いという形にしておきます。

次に、大和園そのものの改善という、つい最近も議員になってから、給食をつくる場所、そこの改善計画はなされていて、2か所で調理しているものを1か所にまとめようと、古い厨房機器を何とかしていいものにしよというということで視察に行つて、そういう方向性で、すべきではないかという提言もさせてもらったわけでありませう。

その中で、老人福祉の委員会の中において、これからは大和園をどういうふうにして悪いところを直していくのか、改善していくかというようなことが説明をされましたけれども、改めてその計画についてお伺いしたいと思います。頂いた資料の中には、12年先までの改善計画がなされていましたが、いま一度、分かりやすいように説明をお願いいたします。

○副議長（今枝和子君） ただいまの質問に対する答弁を老人福祉施設大和園長、坪内重正君に求めませう。

坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、ただいまの質問であります大和園の施設修繕、更新等の計画についてご説明申し上げます。

大和園の施設修繕、更新計画につきましては、平成31年3月にもとす広域連合として作成しました公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき進めているものでございませう。

この計画は、施設の老朽化の進行により、将来更新費用の負担が増大することが想定される中、少子高齢化の進行により組織市町の財政運営の厳しさが増していくという課題解決に向け、施設の長寿命化の取組により、将来更新費用の削減と平準化に向けて計画されたものでございませう。

この計画の施設ごとの修繕、更新等の計画によれば、大和園は今年度までに調理場改修工事及び電話機、交換機等の更新を行う計画でございませう。電話機等におきましては、今後数年まだ使用できるということが認められましたので、故障が起きた段階で早急に対処し更新していきたいというふうにご考えてございませう。

また、調理場改修工事については、この計画が作成されたとき、平成30年度でございませうけれども、それから4年がもう経過しようとしてございませう。施設内の床、壁、天井の損傷が進み、不衛生な箇所も見受けられるようになりました。感染症対策や業務等の効率化のため、配膳車、保管室など厨房に関わるスペースの拡張も必要となってございませう。とりわけ調理場であるので、大規模な調理器具も多く設置され、その設置が改修工事に影響を及ぼし、かつ設置状態にも不具合を生じることも想定されることなどから、設置されている器具を移動した上で抜本的な改修が必要となったことによりまして、コロナ禍による仕様の変更及び資材単価等の変更に係る見直しも含めて、今年度その改修に必要な設計委託を行っているものでございませう。設計委託によりまして、必要な工事費等が算出されますので、それに基づき来年度改修工事を進めてまいりたいと考えてございませう。

ます。

また、このこととは別に、計画に上げられております令和5年度頃予定の養護棟の空調設備入替工事の想定費用は1億45万円ほどでございますが、こちらにつきましては、現在養護老人ホームの措置者が21名となっておりますことから、施設1階のみの、今使用状態でございます。今後、この養護老人ホームの空調設備入替工事に伴う改修につきましては、今は施設全体のエアコンでございますけれども、部屋ごとのセパレートエアコンとさせていただきます、必要な箇所のみ順次改修していくということで進めていきたい。それによりまして、部屋ごとに快適な生活を提供し、併せて必要経費の節約に努めたいということを考えております。また、この改修方法により、改修費の節約を見込むことができ、今後の事業運営に対し、支出の減額を見込めるものと考えております。

なお、この内容につきましては、先日来、老人福祉常任委員会協議会においてご説明をさせていただいた内容でございますことを申し添えます。

以上、回答とさせていただきます。

○副議長（今枝和子君） 11番、鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 今、説明を受けたわけでありまして、この1年、2年先のことまでが今語られているわけでありまして。頂いた資料等々を見ますと、冒頭にも言ったように12年先の工事までが計画的になされているわけでありまして。

厨房機器にしても、結果としてお金がたくさんかかるであろうということでありまして、また空調も、60名が入れるところに、今20名ぐらいしか入っていないということ、3分の1ぐらいしか使用していないと、そうならば、使っている部屋だけを直せばいいだろうというような回答だったと思うわけでありまして、今を見ればそうなるわけでありまして。けれども、老人ホームでと言ったほうがいいかな、分かりやすいので、養護とか特養とかということは別として、お年寄りが今からどんどんと増えてくるわけでありまして。

私たちが生まれたときからが一番ピークぐらいかな、それからもう少し先もピークだったと思う。今、私が74でありますので、計画で行くと12年先に養護老人ホームを直しますよという計画になっている。6億円だったか、そのくらい使うということになっている。12年先というと、私はあの世に行っているか、または大和園に世話になっているか、どちらかだと思うわけでありまして。多分ピークになるのは、今から15年から20年先だろうと思って、そのころがピークになって、それからだんだんと減っていくだろうと。当たり前のことですから減っていくであろうという中において、12年先に直すよりも、今直したほうが、一番ピークのときに一番いい環境で、終わりという人生を終える最後のところでいい環境にできるんじゃないかなという思いをしているわけでありまして。

私のことを言うといけませんけれども、私は15のときから働いて、そ

して税金を納めて、74になった今でも税金を納めている。これが人生の終わりになったときに、言葉は悪いかもしれませんが、ぼろぼろの大和園で最期を迎えるとなると、ちょっと寂しいなという気がするわけがあります。

私が若い頃、どこの国だったか忘れましたが、スイスだったか、ドイツだったか、あまり記憶にないんですが、ゆりかごから墓場までという、それが国の政策であるというふうに、いい国があるものだなというふうに思ったわけでありまして。そうなるであろうということを見ながら約50年余り、額に汗を流して働いてきたわけでありまして。

広域ですから、本巢市のことを言うわけにはいきませんが、本巢市は笑顔あふれるというキャッチフレーズで、子供の手当ても他の県、他の市よりも厚く手当てをしております。また、亡くなったときも、それなりのお見舞金という形で、ご苦労さまという形で手当てをしております。

私たちから見ると、この程度のことばどこでもやっているかなというふうに思ってたわけでありましてけれども、新聞等々を見ますと、18歳まで医療費をただにするとか、子供に対してこれだけの手当てをすることとかということがよく新聞、またテレビで報道されているわけでありましてけれども、北方町にしても瑞穂市にしても、本巢市にしても、もうテレビに出る、新聞に出てくるぐらいのことは、もう数年も前からやっているわけでありまして。

このすばらしい地域の中において、大和園という一つの広域でやっている、分かりやすいことを言うと、役所でやっている施設というものがあるわけでありまして。それもみんなの努力によって黒字になってきた、そのすばらしい大和園というこの施設を今後維持していくために、計画だけずっと見ただけでも約20億円近いお金が12年間の間に要するであろうというふうに思うわけでありまして。だとするならば、早いうちに先行投資をして、他に負けないようなきれいないい施設にして、改善をして、そして、後の人に運営を任せたいほうがいいのではないかなという思いをするわけでありまして。

もう一つの考えは、十数年の間に20億円ものお金を、それ以上のお金も投資をしていかないといけないだろうという中において、私が大和園に来て初めて大和園の中を見せてもらったとき、そのときも民間に任せたらどうだという意見もあって協議をしたわけでありましてけれども、結果として、受けてもらうところに対しての補助金が非常に莫大なお金がかかるといって断念をしたことがありますけれども、結果として黒字に持っていったということになる。

今なら、言葉の悪い言い方で申し訳ないけれども、民間に委託をする、売りに出すということも選択肢の一つではないかなというふうに思うわけでありまして。そういうことも検討の中に入れてもらって、直すならば後ではなく早く直して、そして早いうちに寿命が来て、大和園の利用者が少なく

なる頃に閉めたほうが得ではないかなという思いをするわけであります。

これは、再質問というわけではありません。お願いということでありますので、関係各位におかれましては、早く直すのか、もう民間に委託をしてしまうのか、何らかの回答を求めたいとは思いますが、今すぐというわけにはいきませんので、検討課題として執行部の方たちもよく検討していただくことをお願いしておきます。

次に、3番目に移ります。

私は、自分が一般質問をしたものはある程度形に出てくるまで何遍も何遍もやりますので、本巢市の藤原市長さんはそのことはよく知っていますので、大概横向いちゃうけれども、ある程度の答えが出るまでしつこいぐらいやるのが私の流儀ですので、私が一般質問したいのは、先ほど述べたように60人の定員のところが今20人しか使われていませんよと、部屋がたくさん余っていますよと。その部屋は、別の意味で、要するに賃貸で貸してもいいですよということが数年前、国のほうから了解が出たはずなんです。そのことについて一般質問をした記憶があるわけであります。

また、委員会の中でも何とかしなさいということで、少し部屋が狭いけれどもということも言った覚えがあるわけなんですけれども、そのとき一般質問をしたときの回答、前向きに検討しますとかと言って、検討しますというのはやらないということが本来の言葉のようでありますけれども、私はそういうことには思いませんので、どういう方向で今検討しているのか、私が借りに行ってもいいぐらいの感覚で部屋の整備等々の計画がなされているのか、空室の状況を質問いたします。分かる範疇で結構でございます。

○副議長（今枝和子君） ただいまの質問に対する答弁を老人福祉施設大和園長、坪内重正君に求めます。

坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、ただいまの質問であります大和園養護老人ホームの空室の有効利用の検討状況につきましてご回答させていただきます。

大和園の養護老人ホームの空室の有効利用の検討につきましては、今年の2月議会の一般質問においても、引き続き検討を行う旨の回答をさせていただいております。現在までの検討状況についてご回答させていただきます。

契約入所に係る検討会の開催につきましては、もとす広域連合の構成市町であります老人福祉担当課長様に参集をいただく形で、昨年10月に趣旨説明と今後のスケジュールの説明を行わせていただきまして、しばらく新型コロナウイルス感染症の感染対策によりまして、開催ができずにおりました。今年の6月に2回目を開催し、次に8月に開催を予定しておりましたが、大和園のほうで新型コロナウイルス感染症の陽性者のクラスター発生により、またしばらく開催できずに、10月に3回目を開催させて

いただいたところでございます。

これまでに、大和園養護老人ホームが置かれている運営の現状、契約入所を進める経緯、契約入所の対象者、契約入所に取り組むための必要事項及び契約入所に係る利用料金等について検討をいただいているところでございます。また、このほかに契約入所を実施している施設にも訪問をさせていただきまして、その運用状況も伺い、皆様と情報の共有を行うことができました。

今後につきましては、契約入所の先進施設を参考にしながら、契約入所に必要な手続等を進めることで、来年度4月から契約入所による入所を必要に応じて受け入れられるようにしていきたいというふうに考えております。

また、そのほかにも広域連合の組織市町から、障がい者の緊急短期宿泊事業の受入れ要請がございました。大和園としましては、その件につきましても受け入れることに障害がないことから、受け入れ可能であるという返事を行っているものでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○副議長（今枝和子君） 11番、鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） この契約入所ということについては、これから進む時代になってくるだろうと思うわけでありまして。私は同級生が結構いるわけなんですけれども、私の学校はマンモス校でございましたので、中学校1年生、2年生、3年生を合わせると1,800人、そのまた1年、また1年後輩ということになれば、2,000人、3,000人という仲間と共に中学時代を過ごしたということになるわけでありまして。

その中に、真面目に働いて、そして、人の義務として、国民の義務として納税という形で納めてきた人、また保険という形で納めてきて、私の同級生は年金だけで生活していて、貯金ができますよというぐらいお金が年金で入ってくる、そういう人たちは、ある程度お金をたくさん払っても、そういう施設に入りたいなという、そういう思いの人が結構いるわけでありまして。

残念ながら、そういう人たちは割かし贅沢もしていたという、わがままもしていたということがあって、子供たちと一緒に生活をしていない。みんな独立して、じいちゃん、ばあちゃんだけで住んでいるから、年を食うと必ず施設に入るのが使命みたいな形に思っている。そこそこお金があるから、契約入所で大丈夫ですよという人、こういう人が多い年代なんです。私たちの年代というのは。

けれども、もう一つの反面、やんちゃをしていた、私の言い方で言うと、もうけるだけもうけて、税金は一切払わない、年金は払わない、使うべきして使って、年を食ってきたら何ともならないという人もいます。今で言うと反社会勢力といわれる人種が、私たちが若い頃には約30万人いたといわれている。その人たちは、間違っても年金は入ってこ

ないわけでありませう。

けれども、そういう人たちが病気になったら、死んでくださいとは言えないわけでありませう。そういう人たちも中に入れるわけななです。人数が多いわけですから、単位も自然と多くなってくる。今は20人そこそこしかいないかもしれないけれども、あと10年、20年先にはもっと増える可能性もあるわけでありませう。

そういう人たちも、やはり誰かが面倒を見なければいけないだろうというふうに思っているわけでありませう。ですので、入居のほうはお金をただけるところからは頂いて、そして、もらえないところを頂いたお金で面倒を見てあげなければいけないだろうというような思いをしております。ですので、この質問をしたわけでありませう。

ある程度のお金を払っても、そういう契約入所ができるような設備を一瞬も早く整備をして、そして用途に応じて部屋数を増やしていくように、そして、この本巢地域には、大和園というすばらしい施設があるなと、本当にこの地域に住んでよかつたなと、ゆりかごから墓場まで見てもらえるような本当にいい地域だなと言われるようにしていただきたいし、私もまたそうなるように汗をかきますので、執行部各位の皆様、また議員各位の皆様におかれましては、私より若い人が多いので、これからも頑張っていることをお願いとして一般質問を終わります。

○副議長（今枝和子君） 11番、鏑本規之君の一般質問を終わります。



◇飯尾龍也君

○副議長（今枝和子君） 次に、9番、飯尾龍也君の発言を許します。

9番、飯尾龍也君。

○9番（飯尾龍也君） 議席番号9番、飯尾龍也、議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問をいたします。

私はまず、衛生施設に関してお尋ねしたいと思っております。と言いますのは、人間の営みとして、食事をし、水を飲み、そして排泄する、その上で非常に衛生施設というのは重要なものだと僕は認識しております。

日本においては、し尿の農地管理というのが鎌倉時代から本格化して、室町時代にはほぼ全国に普及しておりました。また、安土桃山時代には十分定着しておりました。また、江戸時代になりまして、都市化が進んだ江戸時代は、肥え桶を担いで、その売買、取引が行われて、また、階級によって値段も違っていて、しっかりそれが定着し、し尿を買い集めて、それを売り、野菜農家などに販売し、それを物々交換という形で野菜をまたもらおうという、そのような経済循環システムが成り立っておって、持続可能な本当にいいシステムだったんです。

江戸時代が終わりまして、明治、大正、昭和と来まして、僕は55です

けれども、小学校入るかぐらいまでは、まだ農地にし尿をまいていた時代でございました。それから浄化槽や下水道が整備されてきまして、そういう状況下におきまして、また、江戸時代には、今岐阜県の白川郷なんかは有名で観光地になっていますけれども、あそこはもともと火薬の製造、鉄砲伝来してから火薬や硝石を生産していたんです。屋敷の下に、薬草とし尿といった、そういうノウハウがあったものですから、幕府の火薬を直轄するという形で、秘密という形で莫大な財産を築いて白川郷が存在していました、あと徳島の阿波でも硝石生産していたんです。

そのように、人間がしっかりし尿の処理まで、始末をしっかりとやって財に変えたという意味でも、やっぱり今の現代においては、なかなか再認識して重要なものというのは分かってみえないなという思いがありまして、でもこの近くでは、岐阜市なんかですと、2010年より、下水処理において、リンをしっかりと回収して、今は肥料として販売しております。

そのようにやっぱり工夫してやっていけば、何とか持続可能な社会に貢献できるし、今の現代だと、農薬、また肥料も高く、なかなか農業生産をするにも非常に困難な時代であります。ぜひこういうものを活用して、広域においても、衛生施設による活用というのも重要だと思っております。そこにおきまして、日本の2030年に向けて、カーボンニュートラル、脱炭素化という社会がこれからやっていこうとしているんですけれども、それに併せて衛生施設におきまして、脱炭素化事業というものを実施されていますか、お尋ねいたします。

○副議長（今枝和子君） ただいまの質問に対する答弁を衛生施設長、伊藤弘美君に答弁を求めます。

伊藤弘美君。

○衛生施設長（伊藤弘美君） ただいまの飯尾議員のご質問に対して、お答えをさせていただきます。

皆様ご承知のように、令和2、3年度の継続事業にて基幹的設備改良工事を施工してまいりました。この工事につきましては、平成29年度に策定しました、もとす地域循環型社会形成推進計画に基づきまして、循環型社会形成推進交付金事業として国の交付金を受けて実施してまいりました。

この交付金事業の実施に当たりまして、施設の延命化と、それから、施設から排出される二酸化炭素を全体で3%以上削減するということを主目的としております。

基幹的設備改良工事の施工内容といたしましては、発生汚泥を従来の運用としては乾燥焼却をしておりましたが、それを取りやめまして、新設をいたしました高効率の脱水機に汚泥処理を一元化し、汚泥の発生量の低減及び効率的な処理の増進を図った上で、外部に搬出処理の委託をしております。

また、東棟には曝気ブロアーといたしまして、大型の送風機のような設備がございますが、こういったものを電動機で動かしておりますけれども、

こういった電動機をプレミアム効率クラスの電動機、いわゆる高効率の電動機に更新をいたしまして、エネルギー消費率を改善するというような、消費電力の削減を図る取組をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（今枝和子君） 9番、飯尾龍也君。

○9番（飯尾龍也君） しっかりもう平成29年度から循環型社会の取組をされているということで、大変重要なことをやってみえるなどというのが再認識されました。

2番目の災害時における事業継続計画のことになりますけれども、それに関していいますと、先般、防災士の講習を受けて、防災士という者になったんですね。そのときに、やっぱり衛生施設なんかでも、やっぱり想定外のことがあり得るなどという思いもありまして、また、日本国内には気候変動なんかで、外水氾濫が川、堤防等がありますけれども、内水氾濫というものもございます。それは、下水道に雨量がオーバーフローするぐらい入って氾濫するという形になりますけれども、そういうことも考えまして、内水氾濫等々、衛生施設の事業継続計画というものをされていますか、お尋ねいたします。

○副議長（今枝和子君） ただいまの質問に対する答弁を衛生施設長、伊藤弘美君に求めます。

伊藤弘美君。

○衛生施設長（伊藤弘美君） ただいまの質問についてですが、し尿処理施設につきましては、議員のお話にもありましたように、住民生活の根幹となる施設であります。ほかの施設では代替のできない施設、1日たりとも稼働を停止することのできない非代替施設でございます。

災害発生時においても、通常の処理と同様に継続的かつ確実な処理が求められるところでございます。大型地震や新型感染症の発生などを想定いたしまして、衛生施設の業務を適切、継続的に運営することを目的に、本年4月に、BCPは作成をさせていただいております。

以上です。

○副議長（今枝和子君） 9番、飯尾龍也君。

○9番（飯尾龍也君） それをお聞きして、本当に安心しました。それをしっかり実行、研修等で、非常時のそういうことも十分職員の皆さんに徹底されてやっていただきたいなという思いもあります。

次にですけれども、私もいろいろ調べまして、平成30年の1月17日の国からの通知で、経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日閣議決定においてのものなのですが、上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度、要するに本年度までの広域化を推進するための目標を掲げることが明記されました。また、経済・財政再生計画改革行程表2017改訂版（平成29年12月21日、経済財政諮問会議で決定）においては、2022年度、本年までに全ての都道府県において、広域化・共同化

に関する計画、広域化・共同化計画を策定することが汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられたところです。

このような通知が各県、関係市町村の関係機関に通知されているはずなんですけれども、そこで衛生施設に関してですが、汚泥処理の広域化・共同化、これはどのようなものがあるのか。短期的5年程度、中期的10年程度、長期的20年から30年、そのようなものを施設の延命化された上での計画はどのようになっているか、また、ロードマップ等、工程表をお示しいただければと思ひまして、質問させていただきます。

○副議長（今枝和子君） ただいまの質問の答弁を衛生施設長、伊藤弘美君に求めます。

伊藤弘美君。

○衛生施設長（伊藤弘美君） ただいまご質問の内容についてでございますが、議員のお話にもございましたように、当衛生施設では、平成30年度に作成いたしました衛生施設長寿命化総合計画におきまして、現在の施設を基幹的設備改良事業の実施により、今後おおむね15年の延命をさせていただいたところでございます。

将来的には、脱炭素社会の推進の観点から、し尿を処理するだけではなく、そういう施設ではなく、汚泥を再生処理することのできる施設として整備する必要があると考えております。

また、今後の施設整備計画につきましては、今、また議員のお話にもございましたように、そういったものが出ておりますので、汚泥再生処理も含めまして、現在岐阜県が推進しようとしております汚水処理事業の広域化・共同化計画と整合を図りながら、これから検討をしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（今枝和子君） 9番、飯尾龍也君。

○9番（飯尾龍也君） 多分ご承知で、まだこれからなんだなという思いがありまして、そこにやっぱり先般にも、国交省の下水道の中にバイオガス等、また堆肥にして、要するに地産地消という形でしっかりマネタイズ、お金にできて、循環型社会にできるような施策も出ていると思うので、そういうことも検討していただいて、ぜひとも有効活用し、ただ外部に搬出するというだけじゃなくて、地元でエネルギーとして活用したり、また堆肥として活用したりと、そういうことも念頭に入れて、計画を作成させていただきたいと思ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○副議長（今枝和子君） 9番、飯尾龍也君の一般質問を終わります。

以上で、通告による質問は全て終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。



◎議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（今枝和子君） 日程第3、議案第10号 令和3年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第10号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

はじめに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第10号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告をいたします。

総務介護常任委員会は、10月25日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員出席したほか、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、そのほか担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第10号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、まず初めに、総務管理費の財務書類作成業務について、各施設、各行政サービスなど、セグメント別の財務諸表はないかとの質疑がありました。執行部からは、セグメント別の財務諸表は作成しておりませんとの答弁でございました。

次に、総務管理費では、通信運搬費の決算額が大きいとその詳細はとの質疑がありました。執行部からは、通信運搬費の内訳は、郵送料、電話料、回線接続料などであり、特に回線接続料が大きな割合を占めているとの答弁でございました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第10号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、10月24日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名が全員出席のほか、若井議長の出席をいただき、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について、補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第10号につきましては、執行部より、決算書及び決算事

業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、幼児療育の相談件数について、人口比で見ると、北方町が多く、本巢市は少ないが、全体のバランスは機能しているのかとの質疑がありました。執行部からは、北方町は外国人等の複雑な事情を持つ相談事例が増えており、相談回数を増やして対応しているため、実人数の割に相談件数が多めにカウントされていることが理由として考えられるが、全体的には例年並みの件数となっており、組織市町の発達相談員と連携して対応できているとの答弁がありました。

そのほかの質疑については、特にありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 議案第10号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（今枝和子君） 着席をお願いいたします。

起立全員であります。

よって、議案第10号 令和3年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（今枝和子君） 日程第4、議案第11号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第11号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第

11号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第11号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、まず初めに、介護保険料の不納欠損について、その後の処理はどんな状況なのかとの質疑がありました。執行部からは、昨年度の不納欠損は、2年の時効成立で268人、1,303万600円となってしまいましたが、各組織市町と調整し、昨年度からは差押えなどを行い、不納欠損に至らないよう収納率を上げているとの答弁がありました。

次に、介護保険料について、低所得者に対する軽減措置はあるのか、また、経済状況悪化などにより支払い困難となった低所得者が支払えるときになったら支払うことは可能なのかとの質疑がありました。執行部からは、介護保険料の第1段階から第3段階までの低所得者については、市町負担金などを財源とした公費を投入し、負担軽減を行っている、介護保険法上、2年遡って収納することは可能であるとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 議案第11号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号に対する委員長報告は認定です。

議案第11号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（今枝和子君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第11号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 副議長（今枝和子君） 日程第5、議案第12号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第12号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鏑本規之君。

鏑本規之君。

- 老人福祉常任委員長（鏑本規之君） それでは、老人福祉常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

議案第12号であります。

議案第12号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、10月26日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第12号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、単年度収支は黒字であるが、実質単年度収支が赤字となった要因は何かとの質疑に対し、執行部からは、老人福祉施設財政調整基金から8,180万円を繰り入れたが、新型コロナウイルス感染症の影響で歳入が減少したことから、基金の積立ては4,001万7,743円しか積み立てることができなかったことが要因であるとの答弁があり、続いての質疑では、赤字となった実質単年度収支分は今後どのように補填する考えなのかとの質疑に対し、執行部からは、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減額は、今も厳しい状況が続いており、令和4年度はさらに拡大するものと思われる。国及び県からの支援が見えてこない現状では、ニーズがあるデイサービス収入がどれだけ戻ってくるかがポイントとなりますとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わりといたします。

何か質問ありますか。

○副議長（今枝和子君） 議案第12号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 議席番号7番、瑞穂市の松野藤四郎です。

老人福祉については、いろいろとあるんですけども、令和3年度の3月に一時休業してましたね。41ページに書いてありますが、歳入決算の特徴というところで、年度末に一時休業したことにより利用者が減少して、要は収入が減額したということですけども、休業するということは、利用者にとって何か、こういった不満というのか、何か相談があったのでしょうか。利用者については、利用はできないんですよ。施設側としては、どのように受け答えをされているのか、ちょっと聞きたいです。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） 私が知る限りの答弁をさせていただきます。

〔「違うぞ、それは」と言う人あり〕

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） 私の答弁だから。

早い話が収入がない、減ったということは、利用者が減ってきたということなんです。利用者が増えれば、同じように収入があるわけですけども、利用者が減ってきた。これはなぜかという、新型コロナウイルス感染症のために預けるほうも不安があった。だから、預けるほうも不安があったから、預けない、行かないという形で、結果としては、相談といっても、どういう相談があったかということについては、人それぞれの家庭環境によって相当違うであろうというふうに感ずるわけでありまして。そのことについては、当委員会の中においても、質疑がありましたので、同じような回答があったというふうに私は記憶しております。

○7番（松野藤四郎君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） よろしいですか。

○7番（松野藤四郎君） はい。

○副議長（今枝和子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号に対する委員長報告は認定です。

議案第12号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（今枝和子君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第12号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（今枝和子君） 日程第6、議案第13号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第13号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第13号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告をいたします。

議案第13号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はございませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第13号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第13号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 議案第13号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
まず、反対者の討論を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これより採決いたします。

議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（今枝和子君） 着席をお願いいたします。

起立全員であります。

よって、議案第13号 令和4年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（今枝和子君） 日程第7、議案第14号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第14号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、道下和茂君。

○総務介護常任委員長（道下和茂君） ただいま議題となりました議案第14号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第14号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後質疑に入り、まず初めに、岐阜県庁の新庁舎内線番号変更に伴う介護保険システム改修費を当広域連合が負担するのはなぜかとの質疑がありました。執行部からは、当広域連合が使用するシステムにおいて、介護認定に係る通知文書に不服申立て先としての記載のある岐阜県介護保険審査会の内線番号の表記を改める改修を行い、岐阜県庁舎の移転が行われる1月以降、住民からの問合せに対応できるようにするためとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 議案第14号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（今枝和子君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第14号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（今枝和子君） 日程第8、議案第15号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第15号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鏑本規之君。

○老人福祉常任委員長（鏑本規之君） それでは、議案第15号について、報告をいたします。

議案第15号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第15号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後質疑に入り、各委員より様々な質疑が出されましたが、特に報告すべきものとして、電気料金の高騰以外にも諸物価が値上がりしており、補正措置はされているのかとの質疑がありました。執行部からは、光熱水

費は先を見込んで計算しており、食材費は利用者減少分で賄えており、補正措置はしていないとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○副議長（今枝和子君） 議案第15号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（今枝和子君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第15号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎閉会の宣告

○副議長（今枝和子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

令和4年第3回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月22日

議 長 若 井 千 尋

副 議 長 今 枝 和 子

署 名 議 員

4 番 庄 田 昭 人

6 番 若 園 五 朗

9 番 飯 尾 龍 也